

2020 再計発第 173 号

2020 年 9 月 3 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月 1 日付け 2020 再計発第 79 号をもって申請（2020 年 8 月 19 日付け 2020 再計発第 167 号をもって一部補正）しました、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の記述を、別添 1 の廃棄物管理施設保安規定補正対照表のとおり変更する。また、補正後の新旧対照表を別添 2 に示す。

2. 補正の理由

原子炉等規制法の一部改正に伴い、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。）の一部が改正され、それに伴い審査基準が改正されたことから、関係条項の規定を変更又は追加し令和 2 年 6 月 1 日付け 2020 再計発第 79 号をもって変更認可申請（2020 年 8 月 19 日付け 2020 再計発第 167 号をもって一部補正）を行った再処理事業所廃棄物管理施設保安規定について、記載の適正化を行う。

以 上

補正前 (2020年8月19日補正)	補正後	変更理由
<p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての<u>保修</u>が必要になった場合に、<u>保修</u>対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、<u>保修</u>の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての<u>点検、工事等</u>が必要になった場合に、<u>点検、工事等</u>の対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、<u>点検、工事等</u>の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(保安教育)</p> <p>第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。</p> <p>(1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(以下略)</p>	<p>(保安教育)</p> <p>第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。</p> <p>(1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化</p>

補正前 (2020年8月19日補正)	補正後	変更理由
<p>別表 19 保安教育の実施方針 (第 57 条関係)</p> <p>表、1 (略)</p> <p>2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別表 19 保安教育の実施方針 (第 57 条関係)</p> <p>表、1 (略)</p> <p>2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

## 廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の18第1項の規定に基づき<u>定める。</u> <u>2 この規定は、再処理事業所廃棄物管理施設(以下「廃棄物管理施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設(以下「廃棄物管理施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(審査基準の改正を踏まえた項の統合)
<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合<u>には</u>、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。)及び技術本部長は、請負事業者等に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(<u>以下「社員等」という。</u>)は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合<u>は</u>、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。)及び技術本部長は、<u>第1項以外の者(以下「請負事業者等」という。)</u>に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子炉等規制法の改正を踏まえた記載の適正化)
<p style="text-align: center;"><u>第1章の2 品質保証計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 総 則</u></p> <p>(目 的) <u>第3条の2 品質保証計画は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、廃棄物管理施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p>(適用範囲) <u>第3条の3 品質保証計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。</u></p>	(削除)	同上
<p>(定 義) <u>第3条の4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従うものとする。</u></p>	(削除)	同上
<p>(関係法令及び保安規定の遵守) <u>第3条の4の2</u> 社長は、保安活動を実施するに<u>あたり</u>、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を<u>第2節</u>に<u>基づく</u>品質マネジメントシステム<u>にて</u>実施させる。 2 <u>第4条の組織</u>は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) <u>第3条の2</u> 社長は、<u>この規定に基づく</u>保安活動を実施するに<u>当たり</u>、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を<u>第3条の4</u>に<u>定める</u>品質マネジメントシステム<u>計画に基づき</u>実施させる。 2 <u>各職位(この規定において「各職位」とは、第4条に示す組織における課長以上の者をいう。)</u>は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(廃棄物管理規則及び保安規定審査基準の改正の反映)

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 2 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(安全文化の醸成)</u>  <u>第3条の4の3</u> 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。                  2 <u>第4条の組織</u>は、安全文化を醸成するための活動を実施する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正の反映）</p>
<p>(事業者対応方針等の履行)  <u>第3条の4の4</u> 社長は、保安活動を実施するにあたり、事業者対応方針、法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が<u>定期に行う</u>検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を<u>第2節に基づく品質マネジメントシステムにて</u>実施させる。                   なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。                  2 <u>第4条の組織</u>は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>(事業者対応方針等の履行)  <u>第3条の3</u> 社長は、<u>この規定に基づく</u>保安活動を実施するにあたり、事業者対応方針、「<u>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律</u>」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が<u>行った</u>検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を<u>第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき</u>実施させる。                  なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。                  2 <u>各職位</u>は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法及び廃棄物管理規則の改正の反映）</p>



現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第2節</u> 品質マネジメントシステム</p> <p><u>(一般要求事項)</u></p> <p><u>第3条の5 第5条に定める各職位 (以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第26条の3、4、5、6、7、8及び9に定める要求事項並びに「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従つて、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>1の2 各職位は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図1の2に示す。</u></p> <p><u>(2) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p><u>(3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p><u>(4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p><u>(5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p><u>(6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u></p> <p><u>(7) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p><u>1の3 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表1の2に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。</u></p> <p><u>(1) プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p><u>(2) プロセス及び廃棄物管理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p><u>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p><u>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p><u>(5) 操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</u></p> <p><u>1の4 各職位は、これらのプロセスを、品質マネジメントシステムの要求事項に従つて運営管理する。</u></p> <p><u>1の5 各職位は、第3章から第7章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第1章の2</u> 品質マネジメントシステム</p> <p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u></p> <p><u>第3条の4 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>2 適用範囲</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3 定義</u></p> <p><u>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</u></p> <p><u>(1) 廃棄物管理施設</u></p> <p><u>法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</u></p> <p><u>(2) ニューシア</u></p> <p><u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</u></p> <p><u>4 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用す</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>度は、第3条の8の4に定める調達のプロセスの中で定める。</u></p>	<p><u>る。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）</u></p> <p><u>a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u></p> <p><u>c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u></p> <p><u>(3) 組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</u></p> <p><u>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</u></p> <p><u>b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</u></p> <p><u>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）</u></p> <p><u>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）</u></p> <p><u>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）</u></p> <p><u>g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）</u></p> <p><u>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</u></p> <p><u>a. 品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</u></p> <p><u>c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</u></p> <p><u>d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル</u></p> <p><u>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p><u>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>e. プロセスの相互の関係</u></p> <p><u>4.2.3 文書の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)</u></p> <p><u>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p><u>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う。)</u></p> <p><u>c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)</u></p> <p><u>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p><u>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p><u>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p><u>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p><u>h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。</u></p> <p><u>5 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>a. 品質方針を定めること。</u></p> <p><u>b. 品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p><u>c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</u></p> <p><u>d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u></p> <p><u>e. 資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p><u>f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p> <p><u>g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</u></p> <p><u>h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u></p> <p><u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）</u></p> <p><u>a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</u></p> <p><u>b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u></p> <p><u>d. 要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p><u>e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p><u>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p>(1) <u>社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 〔品質マネジメントシステムの変更〕には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。〕</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c. <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d. <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p>(1) <u>社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）</u></p> <p>(2) <u>社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</u></p> <p>(3) <u>社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p>5.5.2 <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p><u>社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a. <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u></p> <p>c. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>d. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) <u>社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。</u></p> <p>a. <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されるようにすること。</u></p> <p>b. <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>c. <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p>e. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p>a. <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p>b. <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>d. <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p>e. <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。</u></p> <p><u>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</u></p> <p><u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <p>a. <u>安全・品質改革委員会</u></p> <p>b. <u>品質・保安会議</u></p> <p>c. <u>貯蔵管理安全委員会</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</u></p> <p><u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>a. 内部監査の結果</u></p> <p><u>b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）</u></p> <p><u>c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u></p> <p><u>d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p><u>e. 品質目標の達成状況</u></p> <p><u>f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p><u>g. 関係法令の遵守状況</u></p> <p><u>h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p><u>i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p><u>j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p><u>k. 部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p><u>l. 資源の妥当性</u></p> <p><u>m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p><u>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p><u>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u></p> <p><u>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p><u>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p><u>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u></p> <p><u>e. 関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>6 資源の管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。〔資源を明確に定め〕とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)</u></p> <p><u>a. 要員</u></p> <p><u>b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</u></p> <p><u>c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u></p> <p><u>d. その他必要な資源</u></p> <p><u>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てる。〔力量〕には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p><u>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。〔その他の措置〕には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)</u></p> <p><u>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p><u>d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p><u>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p><u>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p><u>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p><u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。〔計画を策定する〕には、4.1(2)c. の事項を考慮して計画を策定することを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。〔個別業務等要求事項との整合性〕には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</u></p> <p><u>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p><u>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p><u>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p><u>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p><u>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p><u>b. 関係法令</u></p> <p><u>c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p> <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p><u>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p><u>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p><u>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</u></p> <p><u>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</u></p> <p><u>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p><u>7.3 設計開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計開発計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p><u>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p><u>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p><u>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p><u>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p><u>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計開発に用いる情報</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>a. 機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p><u>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p><u>c. 関係法令</u></p> <p><u>d. その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p><u>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u></p> <p><u>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u></p> <p><u>c. 合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p><u>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>と。</u></p> <p><u>7.3.4 設計開発レビュー</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p><u>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計開発の検証</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p><u>7.3.6 設計開発の妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.7 設計開発の変更の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達物品等要求事項</u></p> <p><u>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p><u>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p><u>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p><u>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）</u></p> <p><u>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p><u>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g. その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p><u>7.5 個別業務の管理</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>a. 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）</u></p> <p><u>b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p><u>d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p><u>f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p><u>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p><u>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p><u>c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 組織の外部の者の物品</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p> <p><u>7.5.5 調達物品の管理</u></p> <p><u>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p> <p><u>7.6 監視測定のための設備の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p><u>（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）</u></p> <p><u>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>c. 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p><u>8 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>用いることができる体制があることをいう。)</u></p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p><u>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)</u></p> <p><u>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>b. 実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p><u>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p><u>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p><u>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)</u></p> <p><u>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p><u>8.2.3 プロセスの監視測定</u></p> <p><u>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</u></p> <p><u>(「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>を用いる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>8.2.4 機器等の検査等</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事 (補修、取替え、改造等) 又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。</u>  <u>(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)</u></p> <p><u>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</u></p> <p><u>8.3 不適合の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 (「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。 (「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>する管理者に報告することを含む。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p><u>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)</u></p> <p><u>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p><u>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p><u>8.4 データの分析及び評価</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ (監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p><u>b. 個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p><u>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u>  <u>(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</u></p> <p><u>d. 調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p><u>8.5 改善</u></p> <p><u>8.5.1 継続的な改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>8.5.2 是正処置等</u></p> <p><u>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p><u>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p><u>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p><u>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）</u></p> <p><u>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</u></p> <p><u>（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）</u></p> <p><u>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）</u></p> <p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。</u></p> <p><u>（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）</u></p> <p><u>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p><u>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p><u>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行

変更後

変更理由

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。

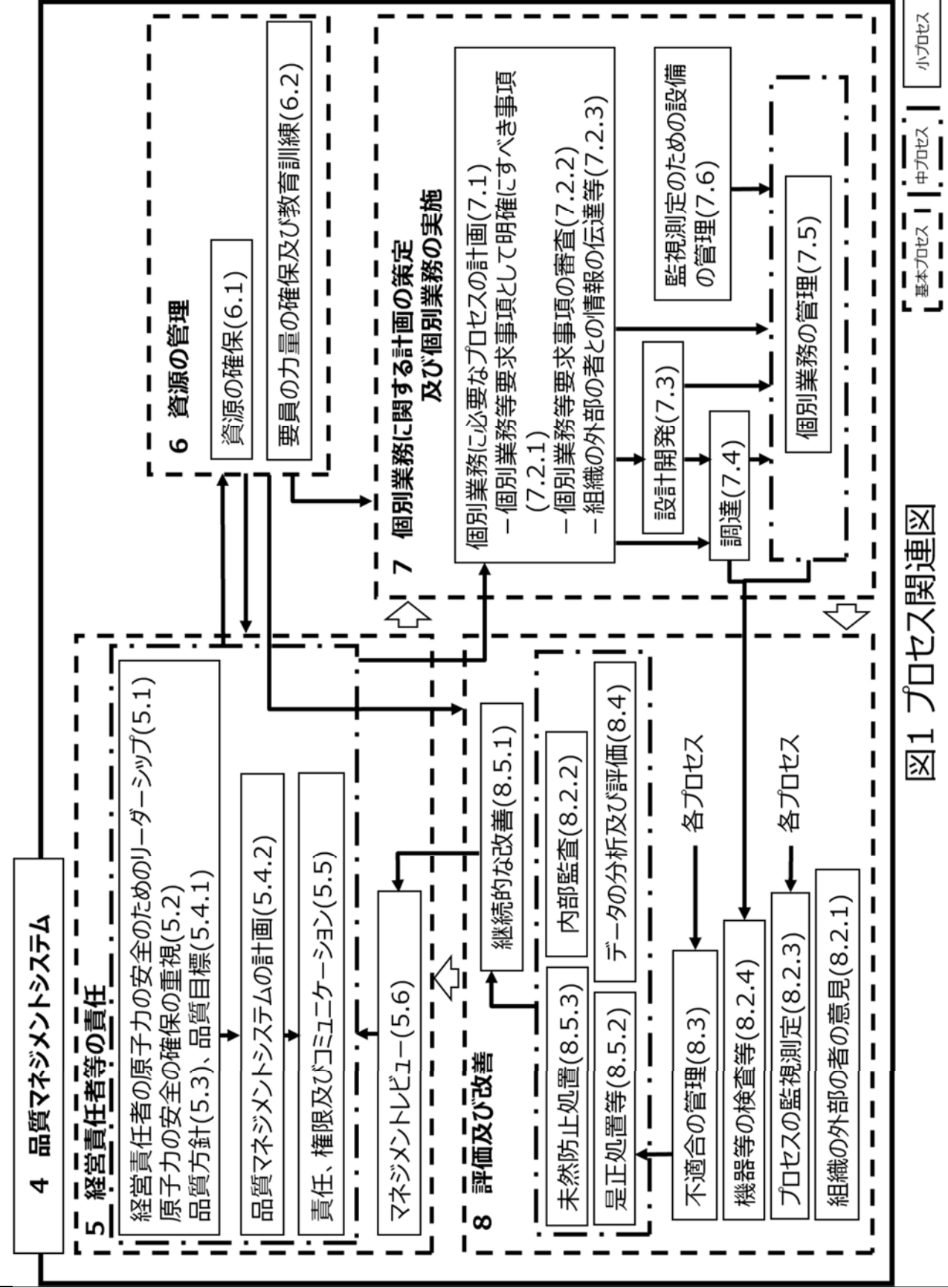


図1 プロセス関連図

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）



現 行	変更後	変更理由																		
	<div data-bbox="1457 331 2407 961" style="text-align: center;"> <p>図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p> </div> <p style="text-align: center;">表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="1350 1312 2537 1963"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1312 1519 1539">品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th data-bbox="1519 1312 1765 1539">項目</th> <th data-bbox="1765 1312 2181 1539">文書名</th> <th data-bbox="2181 1312 2338 1539">制定者</th> <th data-bbox="2338 1312 2537 1539">品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1539 1519 1680">4~8</td> <td data-bbox="1519 1539 1765 1680" rowspan="3">品質マネジメントシステム計画</td> <td data-bbox="1765 1539 2181 1680">監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2181 1539 2338 1680">監査室長</td> <td data-bbox="2338 1539 2537 1680">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1680 1519 1820"></td> <td data-bbox="1765 1680 2181 1820">調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2181 1680 2338 1820">調達室長</td> <td data-bbox="2338 1680 2537 1820">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1820 1519 1963"></td> <td data-bbox="1765 1820 2181 1963">安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</td> <td data-bbox="2181 1820 2338 1963">安全・品質本部長</td> <td data-bbox="2338 1820 2537 1963">二</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	二		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	二		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	二	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	二																
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	二																
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	二																

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 24 / 73 )

現 行	変更後					変更理由
			<u>再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則</u>	事業部長	二	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）
	4.1	<u>保安活動の重要度</u>	<u>再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）</u>	事業部長	<u>第23条</u>	
	4.1、8.2.3	<u>プロセスの監視測定</u>	<u>パフォーマンス指標要則</u>	安全・品質本部長	二	
	4.1	<u>安全文化</u>	<u>安全文化要則</u>	安全・品質本部長	二	
	5.4.1	<u>品質目標</u>	<u>品質目標要則</u>	安全・品質本部長	二	
	5.4.2、7.1、7.3	<u>品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発</u>	<u>変更管理要則</u>	安全・品質本部長	二	
	5.5.3	<u>管理者</u>	<u>自己アセスメント要則</u>	安全・品質本部長	二	
	5.5.4	<u>組織の内部の情報の伝達</u>	<u>安全・品質改革委員会規程</u>	安全・品質本部長	<u>第10条の2</u>	
			<u>品質・保安会議規程</u>	安全・品質本部長	<u>第9条</u>	
			<u>再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領</u>	事業部長	<u>第10条</u>	
	5.6	<u>マネジメントレビュー</u>	<u>マネジメントレビュー要則</u>	安全・品質本部長	二	
	6.2	<u>要員の力量の確保及び教育訓練</u>	<u>監査室 教育訓練要領</u>	監査室長	二	
			<u>調達室 教育訓練要領</u>	調達室長	二	
			<u>安全・品質本部 教育訓練要領</u>	安全・品質本部長	二	
			<u>再処理事業部 教育訓練要領</u>	事業部長	二	
7.1	<u>廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理</u>	<u>再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領</u>	事業部長	<u>第1条～第3条、第10条の3～第23条、第25条、第28条の2～第</u>		

現 行	変更後				変更理由																					
				45条の2、第57条	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）																					
	施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第23条～第25条、第28条																						
	非常時等の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第46条～第56条、第58条、第61条																						
	7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長		第24条																				
	7.4	調達	調達管理要則	調達室長		二																				
	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長		第23条、第26条、第27条、第44条、第45条																				
	8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長		二																				
	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長		二																				
	表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 1293 1626 1419">品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th data-bbox="1638 1293 1816 1419">項目</th> <th data-bbox="1828 1293 2279 1419">文書名</th> <th data-bbox="2291 1293 2540 1419">制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 1428 1626 1478">4.2.3</td> <td data-bbox="1638 1428 1816 1478">文書の管理</td> <td data-bbox="1828 1428 2279 1545" rowspan="2">品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</td> <td data-bbox="2291 1428 2540 1545" rowspan="2">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1478 1626 1528">4.2.4</td> <td data-bbox="1638 1478 1816 1528">記録の管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1537 1626 1587">8.2.2</td> <td data-bbox="1638 1537 1816 1587">内部監査</td> <td data-bbox="1828 1537 2279 1587">内部監査要則</td> <td data-bbox="2291 1537 2540 1587">監査室長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1596 1626 1646">8.3</td> <td data-bbox="1638 1596 1816 1646">不適合の管理</td> <td data-bbox="1828 1596 2279 1730" rowspan="3">CAP システム要則</td> <td data-bbox="2291 1596 2540 1730" rowspan="3">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1646 1626 1696">8.5.2</td> <td data-bbox="1638 1646 1816 1696">是正処置等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1696 1626 1747">8.5.3</td> <td data-bbox="1638 1696 1816 1747">未然防止処置</td> </tr> </tbody> </table>					品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長	4.2.4	記録の管理	8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長	8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長	8.5.2	是正処置等	8.5.3
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者																							
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長																							
4.2.4	記録の管理																									
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長																							
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長																							
8.5.2	是正処置等																									
8.5.3	未然防止処置																									

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(文書化に関する要求事項)</u>  <u>第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。</u>  <u>また、記録は適正に作成する。</u>  <u>(1) 保安に関する品質方針及び品質目標</u>  <u>(2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」</u>  <u>(3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である別表1の3に定める規定</u>  <u>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した別表1の3に定める文書</u>  <u>(5) 別表20に定める記録</u>  <u>2 社長は、次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。</u>  <u>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u>  <u>(2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</u>  <u>(3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</u>  <u>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u>  <u>3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第3項の2に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、第4項、第4項の2及び第4項の3に規定する要求事項に従って管理する。</u>  <u>3の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u>  <u>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u>  <u>(2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u>  <u>(3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u>  <u>(4) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u>  <u>(5) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u>  <u>(6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u>  <u>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u>  <u>4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。</u>  <u>4の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u>  <u>4の3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第3節 経営者の責任</u></p> <p><u>(経営者のコミットメント)</u>  <u>第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u>  <u>(1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u>  <u>(2) 品質方針を設定する。</u>  <u>(3) 品質目標が設定されることを確実にする。</u>  <u>(4) マネジメントレビューを実施する。</u>  <u>(5) 資源が使用できることを確実にする。</u>  <u>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）
<p><u>(原子力安全の重視)</u>  <u>第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）
<p><u>(品質方針)</u>  <u>第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</u>  <u>(1) 組織の目的に対して適切である。</u>  <u>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u>  <u>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</u>  <u>(4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u>  <u>(5) 組織全体に伝達され、理解される。</u>  <u>(6) 適切性の持続のためにレビューされる。</u>  <u>(7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）
<p><u>(計 画)</u>  <u>第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。</u>  <u>1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</u>  <u>2 社長は、次の事項を確実にする。</u>  <u>(1) 品質目標に加えて第3条の5に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u>  <u>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）



現 行	変更後	変更理由
<p><u>(責任・権限及びコミュニケーション)</u>  <u>第3条の6の5 社長は、責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第2章、第2項の2及び第3項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</u>  <u>1の2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u>  <u>2 社長は、監査室長を第5条第2項第2号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第3号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第4号及び第5号に定める業務に関する管理責任者に任命する。</u>  <u>2の2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</u>  <u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u>  <u>(2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u>  <u>(3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u>  <u>3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第4条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。</u>  <u>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u>  <u>(2) 業務に従事する要員の業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u>  <u>(3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。</u>  <u>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u>  <u>4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(マネジメントレビュー)</u>  <u>第3条の6の6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u>  <u>1の2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u>  <u>1の3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</u>  <u>2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</u>  <u>(1) 監査の結果</u>  <u>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u>  <u>(3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(4) 予防処置及び是正処置の状況</u>  <u>(5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</u>  <u>(6) 関係法令及び保安規定の遵守状況</u>  <u>(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u>  <u>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u>  <u>(9) その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等)</u>  <u>(10) 改善のための提案</u>  <u>3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処</u>  <u>置すべて (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。) を含</u>  <u>める。</u>  <u>ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保</u>  <u>安会議に諮ることができる。</u>  <u>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u>  <u>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</u>  <u>(3) 資源の必要性</u></p>		
<p><u>第4節 資源の運用管理</u>   <u>(資源の提供)</u>  <u>第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p><u>(人的資源)</u>  <u>第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切</u>  <u>な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。</u>  <u>2 各職位は、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u>  <u>(2) 該当する場合には (必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達す</u>  <u>ることができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u>  <u>(3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u>  <u>(4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて</u>  <u>自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u>  <u>(5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p><u>(インフラストラクチャー)</u>  <u>第3条の7の3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表1に定める設備等並びに</u>  <u>第1章の2第5節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理</u>  <u>する。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(作業環境)</u>  <u>第3条の7の4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>第5節 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>(業務の計画)</u>  <u>第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u>  <u>1の2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。</u>  <u>1の3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u>  <u>(1) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</u>  <u>(2) 業務・廃棄物管理施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u>  <u>(3) その業務・廃棄物管理施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u>  <u>(4) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u>  <u>1の4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス)</u>  <u>第3条の8の2 各職位は、次の事項を明確にする。</u>  <u>(1) 業務・廃棄物管理施設に適用される法令・規制要求事項</u>  <u>(2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に不可欠な要求事項</u>  <u>(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて</u>  <u>2 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。</u>  <u>2の2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。</u>  <u>(1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</u>  <u>(2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u>  <u>(3) 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u>  <u>2の3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。</u>  <u>2の4 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</u>  <u>2の5 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連す</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>る文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p><u>3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u></p>		
<p><u>(設計・開発)</u></p> <p><u>第3条の8の3 各職位は、第27条に定める廃棄物管理施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p><u>1の2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p><u>(1) 設計・開発の段階</u></p> <p><u>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u></p> <p><u>(3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</u></p> <p><u>1の3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p><u>1の4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p><u>2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p><u>(1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>2の2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。</u></p> <p><u>3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p><u>3の2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</u></p> <p><u>(1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p><u>(2) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p><u>(3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p><u>(4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>(1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>(2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p><u>4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられて</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>いる要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。</u></p> <p><u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>5の2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p><u>6 各職位は、結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p><u>6の2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p><u>6の3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。</u></p> <p><u>7の2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p><u>7の3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</u></p> <p><u>7の4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p>		
<p><u>(調 達)</u></p> <p><u>第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p><u>1の2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p><u>1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p><u>1の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>1の5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</u></p> <p><u>2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p><u>(1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 要員の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p><u>(3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p><u>(4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p><u>(5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p><u>2の2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p><u>2の3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
<p><u>への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p><u>3の2 各職位は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p>		
<p><u>(業務の実施)</u></p> <p><u>第3条の8の5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p><u>(1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p> <p><u>(3) 適切な設備を使用している。</u></p> <p><u>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p><u>(5) 監視及び測定が実施されている。</u></p> <p><u>(6) 業務のリリースが実施されている。</u></p> <p><u>2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>2の2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p><u>2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p><u>(1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p><u>(2) 設備の承認及び要員の適格性確認</u></p> <p><u>(3) 所定の方法及び手順の適用</u></p> <p><u>(4) 記録に関する要求事項</u></p> <p><u>(5) 妥当性の再確認</u></p> <p><u>3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別する。</u></p> <p><u>3の2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・廃棄物管理施設の状態を識別する。</u></p> <p><u>3の3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。</u></p> <p><u>4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。</u></p> <p><u>5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(監視機器及び測定機器の管理)</u>  <u>第3条の8の6 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u>  <u>1の2 各職位は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</u>  <u>1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。</u>  <u>(2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u>  <u>(3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u>  <u>(4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u>  <u>(5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u>  <u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</u>  <u>1の4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>第6節 評価及び改善</u>   <u>(一 般)</u>  <u>第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u>  <u>(1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。</u>  <u>(2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u>  <u>(3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u>  <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(監視及び測定)</u>  <u>第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。</u>  <u>2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>項が満たされているか否かを明確にするため、年1回以上、内部監査を実施する。</u>  <u>なお、内部監査の実施に当たっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。</u>  <u>(1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第26条の3、4、5、6、7、8及び9の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u>  <u>(2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u>  <u>2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。</u>  <u>(1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。</u>  <u>(2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。</u>  <u>(3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。</u>  <u>2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u>  <u>2の4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。</u>  <u>2の5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。</u>  <u>3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u>  <u>3の2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u>  <u>3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u>  <u>4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。</u>  <u>4の2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u>  <u>4の3 各職位は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を、記録する。</u>  <u>4の4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p>		<p>伴う変更)</p>
<p><u>(不適合管理)</u>  <u>第3条の9の3 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u>  <u>1の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u>  <u>1の3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p><u>(2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p><u>(3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p><u>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p><u>1の4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p><u>1の5 監査室長、安全・品質本部長、品質保証課長及び技術管理部長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</u></p> <p><u>1の6 各職位は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）に登録することにより公開する。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(データの分析)</u></p> <p><u>第3条の9の4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p><u>1の2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p><u>(1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u></p> <p><u>(2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合</u></p> <p><u>(3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の、特性及び傾向</u></p> <p><u>(4) 供給者の能力</u></p>	(削除)	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p><u>(改 善)</u></p> <p><u>第3条の9の5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p><u>2の2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>2の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>(1) 不適合のレビュー</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因の特定</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(5) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(6) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>2の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象につ</u></p>	(削除)	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>



現 行	変更後	変更理由
<p><u>いて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</u></p> <p><u>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p><u>(2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p><u>(3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p><u>(4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p><u>3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p><u>3の2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p><u>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(3) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(4) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(5) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こりうる不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p style="text-align: center;">第2節 職 務</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位を<u>担当する者</u>は、この規定に定める<u>規定</u>に基づき保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 <u>各職位を担当する者</u>の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査<u>業務</u>を行う。<u>また、この業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(3) 安全・品質本部長は、社長が行う<u>品質保証</u>に係る業務を補佐（事業部の<u>品質保証</u>活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 職 務</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に<u>基づき</u>定める<u>保安に関する文書</u>に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 <u>前条に定める職位</u>の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行う<u>とともに、所管する業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p> <p>調達に係る組織の追加</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 38 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(4) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、<u>JEAC4111-2009 に定める管理責任者の職務</u>を行う。</p> <p>(5) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 技術管理部長は、技術本部長が行う <u>品質保証</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 設計部長は、廃棄物管理施設の改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(10) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 13 条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。</p> <p>(12) 品質保証部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う <u>品質保証</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(13) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 7 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(14) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(15) 核物質管理部長は、警備課長を指揮し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(16) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(17) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 保全企画部長は、<u>保守管理に係る方針</u>に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指揮し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p>	<p>(6) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、<u>管理責任者として必要な業務</u>を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 技術管理部長は、技術本部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(9) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(10) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 設計部長は、廃棄物管理施設の<u>設置に係る設計及び工事並びに改造（以下、核燃料物質等の取扱いの開始の後における第 3 条の 4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。）</u>に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の<u>設置に係る設計及び工事並びに改造</u>に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 13 条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証部長は、品質保証課長 <u>及び事業者検査課長</u>を指揮し、品質保証課長 <u>及び事業者検査課長</u>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務を補佐する。</p> <p>(15) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 7 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(17) 核物質管理部長は、警備課長を指揮し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(19) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 保全企画部長は、<u>施設管理に係る計画の策定</u>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指揮し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正を踏まえた記載の適正化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正を踏まえた記載の適正化）</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 39 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(22) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 共用施設部長は、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指揮し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。</p> <p>(29) 土木建築技術課長は、建物の改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(30) 耐震技術課長は、建物の改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(31) 建築課長は、建物の改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(32) 品質保証課長は、事業部長が行う <u>品質保証</u>に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理 <u>及び</u>放射線管理に関する業務を行う。 ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(38) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する <u>保修</u>等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(39) 保全技術課長は、<u>保守管理</u>に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(40) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の <u>保守管理</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(41) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。</p> <p>(42) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の <u>保守管理</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p>	<p>(24) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指揮し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(30) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築技術課長は、建物の <u>設置及び</u>改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(32) 耐震技術課長は、建物の <u>設置及び</u>改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築課長は、建物の <u>設置及び</u>改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(34) 品質保証課長は、事業部長が行う <u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p><u>(35) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理 <u>及び</u>「<u>原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物</u>」(以下「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>という。)の判断に関する業務を行う。 ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(40) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する <u>点検、工事</u>等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、<u>点検、工事等</u>に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の <u>点検、工事等</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の <u>点検、工事等</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正を踏まえた記載の適正化） （検査の独立性確保のための組織の設置） 記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正を踏まえた記載の適正化）</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 40 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(43) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の<u>保守管理</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(45) 許認可業務課長は、<u>設計及び工事の方法</u>の認可、<u>使用前検査</u>及び<u>施設定期検査</u>に関する業務を行う。</p> <p>(46) 保安管理課長は、第 59 条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(47) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(48) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び保修に係る業務を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(46) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の<u>点検、工事等</u>に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(47) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(48) 許認可業務課長は、<u>設計及び工事の計画</u>の認可、<u>使用前確認の申請</u>及び<u>定期事業者検査の報告</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</u></p> <p>(49) 保安管理課長は、第 59 条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(50) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p><u>(51) 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</u></p> <p><u>ただし、統括当直長が所管する業務を除く。</u></p> <p>(52) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p> <p><u>(53) 第 26 条に定める使用前事業者検査又は第 27 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正の反映）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のための職務の追加）</p>
<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第 7 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合<u>には</u>、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合<u>には</u>、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p><u>(3) 保安上必要な場合には、各職位に助言、協力すること。</u></p> <p><u>(4) 再処理事業所において所管官庁が法に基づいて実施する検査に原則として立ち会うこと。</u></p> <p>(5) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(6) 第 60 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第 13 条第 1 項に定める受入れ計画、第 20 条第 2 項に定める収納計画、<u>第 23 条第 1 項に定める施設定期自主検査の実施計画、第 25 条第 3 項に定める保修作業実施計画書、第 27 条第 2 項に定める改造計画書、第 57 条第 1 項に定める保安教育の実施計画及び第 59 条に定める廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 事業変更許可、設計及び工事の<u>方法</u>の認可並びにこの規定の認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(9) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(10) 第 12 条第 1 号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(11) 第 59 条に<u>定める</u>定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(12) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務等)</p> <p>第 7 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 第 60 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(5) 第 13 条第 1 項に定める受入れ計画、第 20 条第 2 項に定める収納計画、<u>第 25 条に定める作業実施計画及び第 57 条第 1 項に定める保安教育の実施計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) <u>廃棄物管理施設の</u>事業変更許可、設計及び工事の<u>計画</u>の認可並びにこの規定の<u>変更</u>認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(7) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(8) 第 12 条第 1 号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p><u>(9) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容が保安上妥当であることを確認すること。</u></p> <p>(10) 第 59 条に<u>基づく</u>定期的な評価の<u>結果</u>の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化（原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（確認事項の名称変更））</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 41 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>2 社長、事業部長および技術本部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</u></p> <p><u>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者からその保安のために行う指示に従う。</u></p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p>
<p><u>(意見の尊重)</u></p> <p><u>第8条 事業部長及び技術本部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</u></p> <p><u>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。</u></p> <p><u>3 各職位は、廃棄物取扱主任者から助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</u></p>	<p><u>第8条 削除</u></p>	<p>記載の適正化 (施設間の整合)</p>
<p>第4節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項 (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)</p> <p>(4) <u>第59条に基づく定期的な評価</u></p> <p>(5) <u>第59条に基づく廃棄物管理施設の保全のために実施すべき10年間の計画</u></p> <p>2、3、4、5、6 (略)</p>	<p>第4節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p> <p>(4) <u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</u></p> <p>(5) <u>第59条に基づく定期的な評価の結果</u></p> <p>2、3、4、5、6 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)</p>
<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(1) この規定の変更</p> <p>(2) <u>別表1の3に掲げる</u>事業部長が制定する規定</p> <p>(3) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② <u>改造計画</u></p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ <u>廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u></p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p><u>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する事項</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</u></p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) <u>第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書</u>のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② <u>第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ <u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p>	<p>事業変更許可申請の反映による審議事項の追加</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (審議対象の変更)</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 42 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(4) <u>第 59 条に基づく定期的な評価</u></p> <p>(5) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(6) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、廃棄物取扱主任者が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する<u>とともに、事業部長は第 1 項第 2 号の規定を定める。</u></p>	<p><u>⑤第 59 条に基づく定期的な評価の実施計画</u></p> <p>(6) <u>第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</u></p> <p>(7) <u>第 59 条に基づく定期的な評価の結果</u></p> <p>(8) 保安に関する<u>品質マネジメントシステム</u>に係る事項</p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、<u>委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）</u>を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>記載の適正化 (代理者の明確化)</p> <p>記載の適正化 (施設間の整合)</p>
<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 10 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質保証</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 10 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、<u>品質マネジメントシステムに係る</u>活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第 3 章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(新規追加)</p>	<p>第 3 章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p><u>(操作員の確保)</u></p> <p><u>第 10 条の 3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。</u></p> <p><u>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第 3 項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理施設の改正の反</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 43 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</u></p>	映)
<p>(<u>巡視・点検</u>) 第 11 条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日 1 回以上、別表 2 に示す設備等について<u>巡視・点検</u>を行う。</p>	<p>(<u>巡視点検</u>) 第 11 条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日 1 回以上、別表 2 に示す設備等について<u>巡視点検</u>を行う。<u>実施においては、第 23 条に定める観点を含めて行う。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理との関連の追記)
<p>(操作上の一般事項) 第 12 条 貯蔵管理課長は、<u>廃棄物管理施設において、核燃料物質等を取扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努める。</u> (1) <u>操作にあたっては、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、廃棄物取扱主任者の確認を受けた上で手順書を定めること。</u>  <u>(2) 訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。</u> (<u>新規追加</u>)</p>	<p>(操作上の一般事項) 第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、<u>廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</u> <u>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u> <u>② 警報作動時の対応内容に関すること</u> 2 <u>貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u> (<u>削除</u>) 3 <u>貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正を踏まえた業務の詳細化)
<p>(<u>新規追加</u>)</p>	<p>(<u>引 継</u>) 第 12 条の 2 <u>貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</u> 2 <u>統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正の反映)
<p>第 2 節 ガラス固化体の受入れ  (ガラス固化体の受入れ計画) 第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度<u>毎</u>のガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) ガラス固化体を充填した輸送容器の受入れ予定時期 (2) 受入れるガラス固化体の本数 2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。 (1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。 (2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。 (3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての<u>必修</u>が必要になった場合に、<u>必修</u>対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、<u>必修</u>の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピット</p>	<p>第 2 節 ガラス固化体の受入れ  (ガラス固化体の受入れ計画) 第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度<u>ごと</u>のガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) ガラス固化体を充填した輸送容器の受入れ予定時期 (2) 受入れるガラス固化体の本数 2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。 (1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。 (2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。 (3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての<u>点検、工事等</u>が必要になった場合に、<u>点検、工事等</u>の対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、<u>点検、工事等</u>の間、当該</p>	記載の適正化  原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子炉等規制法の改正を踏まえた記載の適正化)

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 44 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>に移動が可能であることを確認すること。</p> <p>3 事業部長は、第1項の承認を行うに<u>あたって</u>は、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、第1項の計画に基づき廃棄物管理施設の操作を行う。</p>	<p>貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能であることを確認すること。</p> <p>3 事業部長は、第1項の承認を行うに<u>当たって</u>は、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 貯蔵管理課長は、第1項の計画に基づき廃棄物管理施設の操作を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(輸送容器の確認)</p> <p>第14条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を納めた輸送物を<u>搬入する</u>場合は、<u>搬入に使用する</u>輸送容器について、事前に、廃棄物管理施設での使用に適合した輸送容器であることを確認するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)第21条に基づく申請書及び外運搬規則第19条に基づく申請書の写しにより、別表3を満たすことを確認する。</p> <p>また、廃棄物管理施設での使用に適合していることを既に確認した輸送容器を再度使用する場合は、外運搬規則第19条に基づく申請書の写しを第60条に基づく記録と照合することにより、確認する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(輸送容器の確認)</p> <p>第14条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を納めた輸送物を<u>受け入れる</u>場合は、<u>その</u>輸送容器について、事前に、廃棄物管理施設での使用に適合した輸送容器であることを確認するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)第21条に基づく申請書及び外運搬規則第19条に基づく申請書の写しにより、別表3を満たすことを確認する。</p> <p>また、廃棄物管理施設での使用に適合していることを既に確認した輸送容器を再度使用する場合は、外運搬規則第19条に基づく申請書の写しを第60条に基づく記録と照合することにより、確認する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(ガラス固化体検査・測定)</p> <p>第19条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体検査・測定を行う場合は、<u>第10条第1項第2号に定める「廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理」</u>に関する規定に定められた目的、判定基準に従って行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(ガラス固化体検査・測定)</p> <p>第19条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体検査・測定を行う場合は、<u>「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」</u>に定められた目的、判定基準に従って行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第4章 <u>保守</u>管理</p> <p><u>第1節 施設定期自主検査</u></p> <p><u>(施設定期自主検査の実施)</u></p> <p><u>第23条 別表7に定める担当課長は、関係課長と協議した上で施設定期自主検査の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>3 第1項の担当課長は、第1項の計画に基づき施設定期自主検査を実施する。</u></p>	<p>第4章 <u>施設</u>管理</p> <p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(廃棄物管理規則の改正の反映)</p>
<p><u>(施設定期自主検査の結果の報告)</u></p> <p><u>第24条 前条の担当課長は、施設定期自主検査の結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに前条に定める関係課長に通知する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(廃棄物管理規則の改正の反映)</p>

現 行	変更後	変更理由
<p>(新規追加)</p>	<p><u>(施設管理計画)</u>            第 23 条 <u>廃棄物管理施設について事業許可 (変更許可) を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p><u>1 施設管理方針及び施設管理目標</u>  <u>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</u>  <u>(2) さらに、第 28 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u>  <u>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>2 保全プログラムの策定</u>  <u>事業部長は、保全企画部長に 1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</u></p> <p><u>3 保全対象範囲の策定</u>  <u>管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。</u></p> <p><u>4 施設管理の重要度の設定</u>  <u>4.1 保全重要度の設定</u>  <u>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度 (以下「保全重要度」という。) を設定する。</u>  <u>(1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下、「事業許可基準規則」という。) に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</u>  <u>(2) 構築物の保全重要度は、(1) に基づき設定する。</u>  <u>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u>  <u>4.2 設計及び工事の重要度の設定</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p><u>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</u></p> <p><u>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>(3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>6 施設管理実施計画の策定</u></p> <p><u>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</u></p> <p><u>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</u></p> <p><u>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</u></p> <p><u>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</u></p> <p><u>f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</u></p> <p><u>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること</u></p> <p><u>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p><u>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</u></p> <p><u>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</u></p> <p><u>b. 使用環境及び設置環境</u></p> <p><u>c. 劣化、故障モード</u></p> <p><u>d. 機器の構造等の設計的知見</u></p> <p><u>e. 科学的知見</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(廃棄物管理規則の改正の反映)</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</u></p> <p><u>6.1 点検計画の策定</u></p> <p><u>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p><u>a. 予防保全</u></p> <p><u>① 時間基準保全</u></p> <p><u>② 状態基準保全</u></p> <p><u>b. 事後保全</u></p> <p><u>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 時間基準保全</u></p> <p><u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>① 点検の具体的方法</u></p> <p><u>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>③ 実施頻度</u></p> <p><u>④ 実施時期</u></p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>b. 状態基準保全</u></p> <p><u>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 状態監視データの具体的採取方法</u></p> <p><u>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u></p> <p><u>iii) 状態監視データ採取頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 巡視点検の具体的方法</u></p> <p><u>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>iii) 実施頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>



現 行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>法</u></p> <p><u>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>i) 定例試験の具体的方法</u></p> <p><u>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>iii) 実施頻度</u></p> <p><u>iv) 実施時期</u></p> <p><u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>c. 事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>(4)管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 定期事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>6.2 設計及び工事の計画の策定</u></p> <p><u>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 26 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</u></p> <p><u>※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）、第 51 条の 7（設計及び工事の計画の認可）、及び第 51 条の 8 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p><u>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 点検の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 点検の実施時期</u></p> <p><u>7 施設管理の実施</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</u></p> <p><u>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 26 条、第 27 条に従う。</u></p> <p><u>(3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。</u></p> <p><u>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の結果について記録する。</u></p> <p><u>8 施設管理の結果の確認・評価</u></p> <p><u>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>(2) 検査実施責任者は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 施設管理を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</u></p> <p><u>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 施設管理を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自ら</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>の組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 施設管理を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</u></p> <p><b>10 保全の有効性評価</b></p> <p><u>保守担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</u></p> <p><u>a. 保全活動管理指標の監視結果</u></p> <p><u>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</u></p> <p><u>c. トラブル等運転経験</u></p> <p><u>d. 経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p><u>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u></p> <p><u>f. リスク情報、科学的知見</u></p> <p><u>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</u></p> <p><u>a. 点検及び取替結果の評価</u></p> <p><u>b. 劣化トレンドによる評価</u></p> <p><u>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</u></p> <p><u>d. 研究成果等による評価</u></p> <p><u>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p> <p><b>11 施設管理の有効性評価</b></p> <p><u>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><b>12 構成管理</b></p> <p><u>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p><u>(1) 設計要件（第3条の4 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p><u>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 51 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p><u>13 情報共有</u>  <u>6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)</p>
(新規追加)	<p><u>(設計管理)</u>  <u>第 24 条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u>  <u>2 各職位は、第 1 項において第 3 条の 4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 3 条の 4 7.3 に従って設計を実施する。</u>  <u>なお、本条に基づき実施する第 3 条の 4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 26 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p>
(新規追加)	<p><u>(作業管理)</u>  <u>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u>  <u>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u>  <u>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u>  <u>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</u>  <u>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</u>  <u>(4) 作業工程の管理</u>  <u>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</u>  <u>(6) 第 5 章に基づく放射性廃棄物管理</u>  <u>(7) 第 6 章に基づく放射線管理</u>  <u>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u>  <u>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業 (予め計画された試験及び検査を第 12 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</u>  <u>(1) 作業の目的</u>  <u>(2) 作業を行う設備等</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 52 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 作業工程</u>  <u>(4) 作業実施体制</u>  <u>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</u>  <u>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</u>  <u>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</u>  <u>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</u>  <u>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	
<p>(新規追加)</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u>  <u>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</u>  <u>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</u>  <u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、検査を実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u>  <u>① 設工認に従って行われたものであること。</u>  <u>② 「特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u>  <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</u>  <u>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u>  <u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u>  <u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正等の反映）</p>

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p> <p><u>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	
<p>(新規追加)</p>	<p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第 27 条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</u></p> <p><u>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 23 条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*<sup>1</sup>を定め、検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子炉等規制法の改正等の反映）</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 54 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p> <p><u>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>③ 上記①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</u></p>	
(新規追加)	<p><u>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</u></p> <p><u>第28条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</u></p> <p><u>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p><u>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>
<p><u>第2節 保守及び改造</u></p> <p><u>(保守作業の実施)</u></p> <p><u>第25条 設備等の管理担当課長は、第46条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、<u>保守が必要と判断した場合は、当該設備等の保守担当課長に依頼し、正常な状態に復帰させる。</u></u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に</p>

現 行	変更後	変更理由
<p><u>2  保修担当課長は、前項の保修作業又はその他の保修作業を行う場合は、保修作業に関する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>3  保修担当課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る保修作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した保修作業実施計画書を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1)  保修作業の目的</u></p> <p><u>(2)  保修作業対象設備</u></p> <p><u>(3)  保修作業工程</u></p> <p><u>(4)  保修作業実施体制</u></p> <p><u>(5)  保修作業の内容及び保安上必要な措置</u></p> <p><u>4  事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u></p>		<p>移行))</p>
<p><u>(保修作業後の措置)</u></p> <p><u>第 26 条  保修担当課長は、前条の規定に基づく保修作業を行った場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、前条第 2 項の管理担当課長に通知する。</u></p> <p><u>2  保修担当課長は、前条第 3 項に基づき保修作業を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行))</p>
<p><u>(改 造)</u></p> <p><u>第 27 条  設備等の保修担当課長及び建築課長は、廃棄物管理施設の改造を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>2  前項の課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る改造を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した改造計画書を作成し、設備等の保修担当課長は事業部長の承認を、建築課長は技術本部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1)  改造の目的</u></p> <p><u>(2)  改造対象設備</u></p> <p><u>(3)  改造工程</u></p> <p><u>(4)  改造実施体制</u></p> <p><u>(5)  改造の内容及び保安上必要な措置</u></p> <p><u>3  事業部長及び技術本部長は、前項の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受けるとともに、技術本部長が承認を行うにあたっては、事業部長と協議する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行))</p>
<p><u>(改造後の措置)</u></p> <p><u>第 28 条  前条の課長は、前条の規定に基づく改造作業を行った場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、前条の管理担当課長に通知する。</u></p> <p><u>2  前条の課長は、前条第 2 項に基づき改造作業を行った場合は、前項の結果を、設備等の保修担当課長は事業部長に、建築課長は技術本部長及び事業部長に報告する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行))</p>



現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第3節 技術情報の共有</u></p> <p>(情報共有)</p> <p><u>第28条の2 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長（以下「各課長等」という。）は、保安の向上に資するため、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報及び第3条の8の4に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と共有するための措置を講じる。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（構成の整理（施設管理計画及び作業管理に移行））</p>
<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(新規追加)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p><u>第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正の反映）</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 <u>各課長等</u>は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を<u>付した</u>上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第11条に基づく<u>巡視・点検</u>により確認する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 <u>技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長（以下「各課長等」という。）</u>は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示する<u>ほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した</u>上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第11条に基づく<u>巡視点検</u>により確認する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正の反映）</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第29条の2 <u>第3条の5の2第1項に基づく職位は、「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）と判断し取り扱う場合は、次の事項を定める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な</p>	<p>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第29条の2 <u>事業部長は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な</p>	<p>記載の適正化</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 57 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(新規追加) (3) (略)</p>	<p>汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p><u>⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>記載の適正化 (「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断者について規定)</p>
<p>(放射性液体廃棄物) 第 30 条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第 11 条に基づく<u>巡視・点検</u>により確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物) 第 30 条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第 11 条に基づく<u>巡視点検</u>により確認する。</p>	<p>各施設の保安規定記載の整合</p>
<p>第 6 章 放射線管理</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>第 6 章 放射線管理</p> <p><u>第 1 節 放射線管理に係る基本方針</u></p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第 31 条の 2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正の反映)</p>
<p><u>第 1 節</u> 区域管理</p> <p>(管理区域) 第 32 条 (略)</p>	<p><u>第 2 節</u> 区域管理</p> <p>(管理区域) 第 32 条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p>(管理区域への出入管理) 第 36 条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業<u>毎</u>に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第 36 条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業<u>ごと</u>に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3、4、5、6、7 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 58 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第2節</u> 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知) 第38条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3節</u> 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知) 第38条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第3節</u> 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定) 第41条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節</u> 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定) 第41条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第4節</u> 物品移動の管理</p> <p>(物品の移動) 第43条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5節</u> 物品移動の管理</p> <p>(物品の移動) 第43条 (略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (章構成の変更)</p>
<p>(<u>事業所内の運搬</u>) 第44条 各課長等は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、<u>運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を講じる。</u></p> <p>2 各課長等は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p>	<p>(<u>事業所において行われる運搬</u>) 第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第1号及び第4号から第7号は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 管理規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u> <u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が管理規則に定める限度を超えない場合であって、管理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 管理規則に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p><u>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p><u>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>(7) 運搬物 (管理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ) 及び車両の適当な箇所に管理規則に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運搬に係る事項の記載の充実)</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 59 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長等は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、<u>標識の取付け等、外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。<u>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>(1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 核燃料輸送物の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運搬に係る事項の記載の充実）</p> <p>運搬する場合の承認を得る職位の見直し</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</u></p> <p>第 45 条の 2 <u>輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（事業所外での運搬中に関するものを除く。）を講じる。</u></p> <p><u>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 吊上げ検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 表面密度検査</u></p> <p><u>(5) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 温度測定検査</u></p> <p><u>(8) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(9) 圧力測定検査</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運搬に係る事項の記載の充実）</p>



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 60 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>(非常時対策組織)</p> <p>第 47 条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<b>あたる</b>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第 47 条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<b>当たる</b>。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第 56 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、<b>本規定</b>によらず、当該措置を優先する。</p>	<p>第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第 56 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、<b>この規定</b>によらず、当該措置を優先する。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第 8 章 保安教育</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 57 条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表 19 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>(4) <b>第 12 条第 2 号</b>に基づく訓練を受ける者が守るべき事項</p> <p>2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。</p> <p>(1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表 19 に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に<b>採るべき</b>処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表 19 に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関する入所時教育のうち作業に関連する事項の教育</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育</p> <p>3 事業部長は、第 1 項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各課長等は、第 2 項第 1 号及び第 2 号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果</p>	<p>第 8 章 保安教育</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 57 条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表 19 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>(4) <b>第 10 条の 3 第 3 号</b>に基づく訓練を受ける者が守るべき事項</p> <p>2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。</p> <p>(1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表 19 に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に<b>講ずべき</b>処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表 19 に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関する入所時教育のうち作業に関連する事項の教育</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育</p> <p>3 事業部長は、第 1 項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各課長等は、第 2 項第 1 号及び第 2 号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 61 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p>を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>	<p>結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 9 章 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第 59 条 保安管理課長は、次の各号に定める定期的な評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 10 年を超えない期間ごとに実施すべき措置</u></p> <p>① 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況の評価</p> <p>② 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p><u>(2) 操業開始後 20 年を経過する日までに実施すべき措置</u></p> <p>① 経年変化に関する技術的な評価</p> <p>② 上記①の評価に基づく廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画</p> <p><u>この評価及び計画については、10 年を超えない期間ごとに再評価を行う。</u></p> <p>2 各職位は、<u>前項</u>の計画に基づき、<u>評価等</u>を実施する。</p> <p>3 保安管理課長は、<u>第 1 項第 1 号の評価について、また、保全技術課長は、第 1 項第 2 号の評価及び計画について、それぞれ</u>事業部長の承認を得る。</p> <p>4 事業部長は、<u>前項の承認に</u>当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、透明性及び客観性の確保に努める。</p> <p>5 事業部長は、<u>第 1 項の評価に基づき、予防措置又は是正措置</u>を必要とすると判断した場合は、必要な措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第 59 条 保安管理課長は、<u>10 年を超えない期間ごとに、</u>次の各号に定める<u>事項について実施手順及び実施体制を定めた実施</u>計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p>3 各職位は、<u>第 1 項</u>の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、<u>前項の評価結果を作成し、</u>事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、<u>前項の評価の結果、改善</u>を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、<u>第 4 項の評価の承認を行うに</u>当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（経年変化に係る技術的な評価を施設管理に移行）</p> <p>記載の適正化（計画の承認の明確化等）</p>
<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p><u>2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 60 条に基づき保存する。</u></p> <p><u>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 60 条に基づき保存する。</u></p>	<p>保安記録に係る経過措置を規定</p>

現 行	変更後	変更理由
		<p>調達に係る組織の追加</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のための組織の設置）</p>
<p>別図 1 保安に関する組織 (第4条関係)</p>		
<p>別図 1 保安に関する組織 (第4条関係)</p>		

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 63 / 73 )

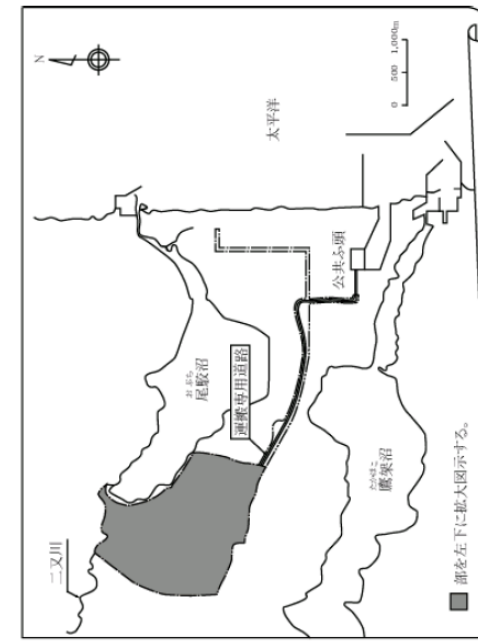
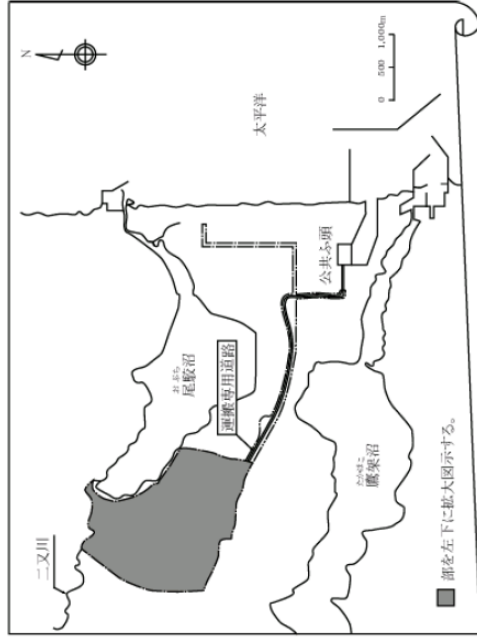
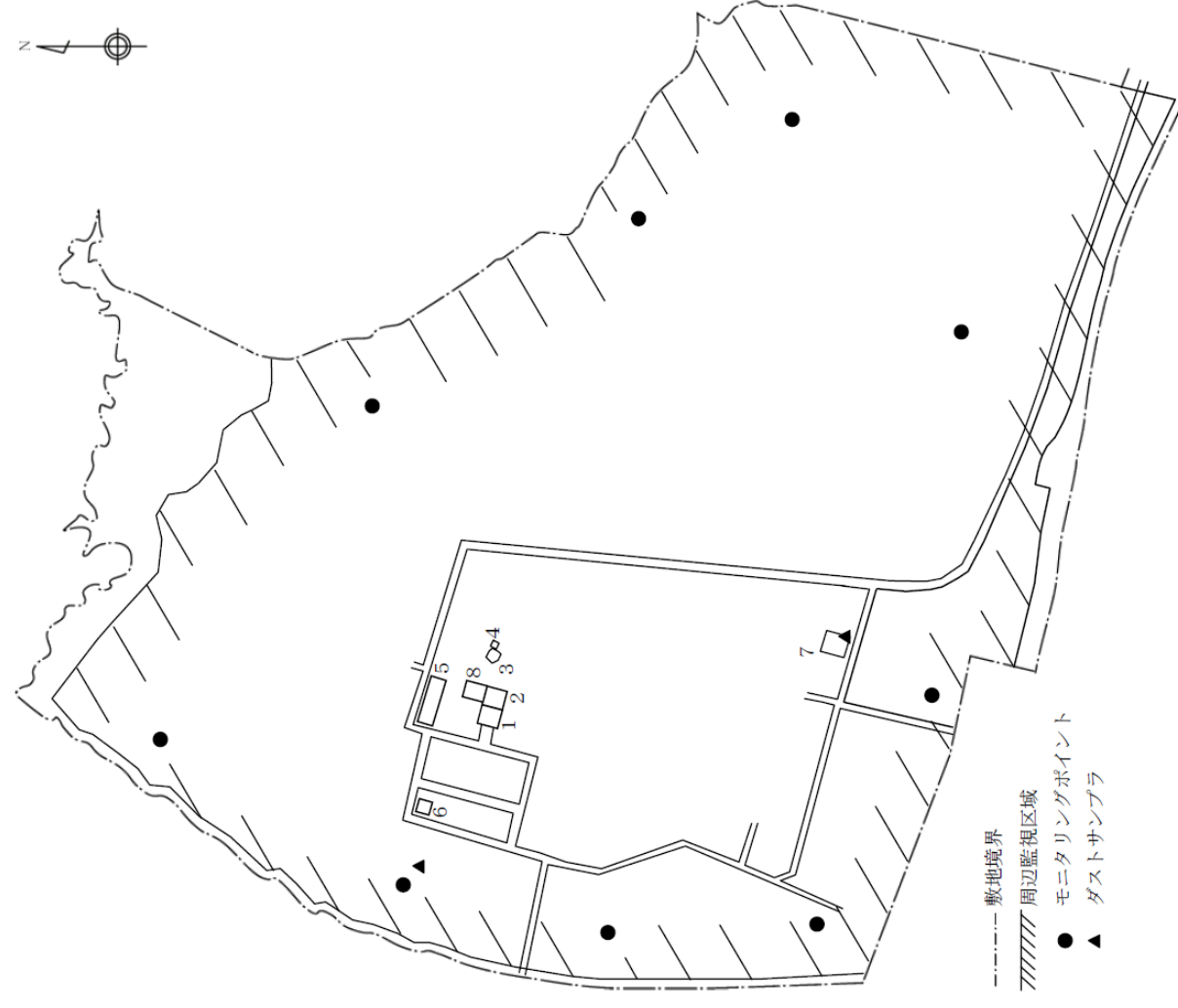
現 行	変更後	変更理由
<p><u>別図1の2 プロセスの順序及び相互関係 (第3条の5関係)</u>  <u>(略)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>



現 行

変更後

変更理由



1	ガラス固化体受入れ建屋
2	ガラス固化体貯蔵建屋
3	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒
4	北換気筒管理建屋
5	ユーティリティ建屋
6	開閉所
7	保健管理建屋
8	ガラス固化体貯蔵建屋B棟

1	ガラス固化体受入れ建屋
2	ガラス固化体貯蔵建屋
3	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒
4	北換気筒管理建屋
5	ユーティリティ建屋
6	開閉所
7	保健管理建屋
8	ガラス固化体貯蔵建屋B棟

別図3 周辺監視区域図 (第37条関係)

別図3 周辺監視区域図 (第37条関係)

記載の適正化  
(事業部間の整合)

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 65 / 73 )

現 行			変更後			変更理由
別表1 施設の管理及び <u>保</u> 修に関する業務の担当課長 (第3条の7の3、第5条、第29条の3関係)			別表1 施設の管理及び <u>点</u> 検、 <u>工</u> 事等に関する業務の担当課長 (第5条、第29条の3関係)			記載の適正化
設備等	管理担当課長	保修担当課長* <sup>1</sup>	設備等	管理担当課長	保修担当課長* <sup>1</sup>	
<u>気象観測機器</u>	<u>環境管理課長</u>	<u>環境管理課長</u>	放射線管理施設 ( <u>気象観測機器を含む</u> )	放射線施設課長	放射線施設課長	
<u>上記以外</u> の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長	建 物	建築保全課長	建築保全課長	
建 物	建築保全課長	建築保全課長	建屋外の電気設備* <sup>2</sup>	ユーティリティ施設課長	電気保全課長	
建屋外の電気設備* <sup>2</sup>	ユーティリティ施設課長	電気保全課長	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクト	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	
ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクト	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	上記以外の廃棄物管理施設	貯蔵管理課長	ガラス固化機械課長* <sup>3</sup> 電気保全課長* <sup>3</sup> 火災防護課長* <sup>3</sup> 計装第二課長* <sup>3</sup>	
上記以外の廃棄物管理施設	貯蔵管理課長	ガラス固化機械課長* <sup>3</sup> 電気保全課長* <sup>3</sup> 火災防護課長* <sup>3</sup> 計装第二課長* <sup>3</sup>	上記以外の廃棄物管理施設	貯蔵管理課長	ガラス固化機械課長* <sup>3</sup> 電気保全課長* <sup>3</sup> 火災防護課長* <sup>3</sup> 計装第二課長* <sup>3</sup>	
* 1 : 本欄に定める課長のほか、貯蔵管理課長が管理担当課長として所管する機械品 <u>を</u> 保 <u>修</u> する場合は保修担当課長に該当する。 また、電気技術課長は電気品の簡易な外観等の点検を、機械技術課長は機械品の共通的な点検を行う。			* 1 : 本欄に定める課長のほか、貯蔵管理課長が管理担当課長として所管する機械品 <u>の</u> 点 <u>検</u> 、 <u>工</u> 事等を行う場合は保修担当課長に該当する。 また、電気技術課長は電気品の簡易な外観等の点検を、機械技術課長は機械品の共通的な点検を行う。			
* 2 : 再処理施設と共用する電気設備			* 2 : 再処理施設と共用する電気設備			
* 3 : 機械品 ; ガラス固化機械課長、電気品 ; 電気保全課長、自動火災報知設備 ; 火災防護課長、計装品 ; 計装第二課長			* 3 : 機械品 ; ガラス固化機械課長、電気品 ; 電気保全課長、自動火災報知設備 ; 火災防護課長、計装品 ; 計装第二課長			
別表1の2 <u>品質マネジメントシステムの運用におけるグレード分けの適用</u> (第3条の5関係)			(削除)			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
分類	安全上重要な施設の安全機能	その他設備				
		その他設備の性能	その他設備			
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>収納管、通風管の冷却機能</u></li> <li>・<u>貯蔵区域のしゃへい機能、ガラス固化体検査室のしゃへい機能</u></li> <li>・<u>貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器のしゃへい機能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>別表7の施設定期自主検査を行う設備の性能 (安全上重要な施設の安全機能を除く)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>別表1の設備等 (安全上重要な施設の安全機能及びその他設備の性能を除く)</u></li> </ul>			

現 行	変更後	変更理由																																																														
<p style="text-align: center;"><u>別表1の3 品質マネジメントシステムに係る文書</u> <u>(第3条の5の2及び第10条関係)</u></p> <p><u>1. JEAC4111が要求する“文書化された手順”</u></p> <table border="1" data-bbox="112 380 1228 468"> <thead> <tr> <th>文 書 名</th> <th>制定者</th> <th>保安規定関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書</u></p> <table border="1" data-bbox="112 600 1228 688"> <thead> <tr> <th>文 書 名</th> <th>制定者</th> <th>保安規定関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 名	制定者	保安規定関連条文	(略)	(略)	(略)	文 書 名	制定者	保安規定関連条文	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>																																																		
文 書 名	制定者	保安規定関連条文																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
文 書 名	制定者	保安規定関連条文																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
<p style="text-align: center;">別表2 <u>巡視・点検</u>を行う設備等（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 867 1160 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象設備*</th> <th><u>巡視・点検</u>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">ガラス固化体受入れ設備</td> <td>(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>(2) ガラス固化体検査室内の状況</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガラス固化体貯蔵設備</td> <td>(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>計測制御設備</td> <td>(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>放射線監視設備</td> <td>(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>液体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 漏えいの有無</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>固体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 固体廃棄物の保管状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td>そ の 他 電 気 設 備</td> <td>(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 建 物</td> <td>(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が<u>巡視・点検</u>を行う。</p>		対象設備*	<u>巡視・点検</u> 項目	1	ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）	(2) ガラス固化体検査室内の状況	2	ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）	3	計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）	4	放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）	5	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）	(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態	6	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無	7	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況	8	そ の 他 電 気 設 備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）	そ の 他 建 物	(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）	<p style="text-align: center;">別表2 <u>巡視点検</u>を行う設備等（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1389 867 2404 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象設備*</th> <th><u>巡視点検</u>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">ガラス固化体受入れ設備</td> <td>(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>(2) ガラス固化体検査室内の状況</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガラス固化体貯蔵設備</td> <td>(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>計測制御設備</td> <td>(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>放射線監視設備</td> <td>(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>液体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 漏えいの有無</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>固体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 固体廃棄物の保管状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td>そ の 他 電 気 設 備</td> <td>(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 建 物</td> <td>(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が<u>巡視点検</u>を行う。</p>		対象設備*	<u>巡視点検</u> 項目	1	ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）	(2) ガラス固化体検査室内の状況	2	ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）	3	計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）	4	放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）	5	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）	(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態	6	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無	7	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況	8	そ の 他 電 気 設 備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）	そ の 他 建 物	(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）	<p>各施設の保安規定記載の整合</p>
	対象設備*	<u>巡視・点検</u> 項目																																																														
1	ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）																																																														
		(2) ガラス固化体検査室内の状況																																																														
2	ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）																																																														
3	計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）																																																														
4	放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）																																																														
5	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）																																																														
		(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態																																																														
6	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無																																																														
7	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況																																																														
8	そ の 他 電 気 設 備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）																																																														
	そ の 他 建 物	(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）																																																														
	対象設備*	<u>巡視点検</u> 項目																																																														
1	ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）																																																														
		(2) ガラス固化体検査室内の状況																																																														
2	ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）																																																														
3	計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）																																																														
4	放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）																																																														
5	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）																																																														
		(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態																																																														
6	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無																																																														
7	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況																																																														
8	そ の 他 電 気 設 備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）																																																														
	そ の 他 建 物	(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）																																																														

現 行	変更後	変更理由																																																																		
<p>別表7 施設定期自主検査を行う設備及び検査項目等 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="124 289 1314 779"> <thead> <tr> <th>設備及び機器</th> <th>検査項目</th> <th>頻 度</th> <th>担当課長</th> <th>関係課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用 固定式モニタ*</td> <td> <u>校正検査</u>                      ・標準線源等を用いて放射線モニタの校正を行う。   <u>警報検査</u>                      ・モニタの検出部に模擬信号を入力し、警報装置が正常に作動することを確認する。                 </td> <td>1回/ 年</td> <td>放射線施設 課長</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : <u>ガンマ線エリアモニタ (9台)、ベータ線ダストモニタ (1台)、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ (2台)、冷却空気出口シャフトモニタ (2台)</u></p>	設備及び機器	検査項目	頻 度	担当課長	関係課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	放射線管理用 固定式モニタ*	<u>校正検査</u> ・標準線源等を用いて放射線モニタの校正を行う。  <u>警報検査</u> ・モニタの検出部に模擬信号を入力し、警報装置が正常に作動することを確認する。	1回/ 年	放射線施設 課長	二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表7 削除</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物規則の改正の反映)</p>																																														
設備及び機器	検査項目	頻 度	担当課長	関係課長																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
放射線管理用 固定式モニタ*	<u>校正検査</u> ・標準線源等を用いて放射線モニタの校正を行う。  <u>警報検査</u> ・モニタの検出部に模擬信号を入力し、警報装置が正常に作動することを確認する。	1回/ 年	放射線施設 課長	二																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
<p>別表17 放射線測定器類 (第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="124 957 1101 1644"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・エアスニファ</td> <td>21台</td> <td rowspan="13">放射線施設課長</td> </tr> <tr> <td>・放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>  ・中性子線用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>  ・アルファ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>  ・ベータ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>  ・ダストサンプラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・ホールボディカウンタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>  ・放射能測定器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>  ・積算線量計用測定装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	・エアスニファ	21台	放射線施設課長	・放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	4台	・中性子線用サーベイメータ	2台	・アルファ線用サーベイメータ	3台	・ベータ線用サーベイメータ	3台	・ダストサンプラ	1台	・放射能測定器	2台	・退出モニタ	2台	・ホールボディカウンタ	1台	・環境モニタリング設備		・ダストサンプラ	2台	・放射能測定器	1台	・積算線量計用測定装置	1台	<p>別表17 放射線測定器類 (第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1374 957 2398 1913"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>・放射線管理用固定式モニタ</u>  <u>  ・ガンマ線エリアモニタ*</u>  <u>  ・ベータ線ダストモニタ</u>  <u>  ・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</u>  <u>  ・冷却空気出口シャフトモニタ*</u> </td> <td>                     9台                      1台                      2台                      2台                 </td> </tr> <tr> <td>・エアスニファ</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>・放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>  ・中性子線用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>  ・アルファ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>  ・ベータ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>  ・ダストサンプラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td><u>・個人線量計 (警報付電子線量計)</u></td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>・ホールボディカウンタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>  ・放射能測定器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>  ・積算線量計用測定装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : <u>警報装置の作動の確認を含む。</u></p>	測定器名	数量	<u>・放射線管理用固定式モニタ</u> <u>  ・ガンマ線エリアモニタ*</u> <u>  ・ベータ線ダストモニタ</u> <u>  ・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</u> <u>  ・冷却空気出口シャフトモニタ*</u>	9台 1台 2台 2台	・エアスニファ	21台	・放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	4台	・中性子線用サーベイメータ	2台	・アルファ線用サーベイメータ	3台	・ベータ線用サーベイメータ	3台	・ダストサンプラ	1台	・放射能測定器	2台	・退出モニタ	2台	<u>・個人線量計 (警報付電子線量計)</u>	<u>1式</u>	・ホールボディカウンタ	1台	・環境モニタリング設備		・ダストサンプラ	2台	・放射能測定器	1台	・積算線量計用測定装置	1台	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射線測定機器類の記載の整理)</p>
測定器名	数量	点検責任者																																																																		
・エアスニファ	21台	放射線施設課長																																																																		
・放射線サーベイ機器																																																																				
・ガンマ線用サーベイメータ	4台																																																																			
・中性子線用サーベイメータ	2台																																																																			
・アルファ線用サーベイメータ	3台																																																																			
・ベータ線用サーベイメータ	3台																																																																			
・ダストサンプラ	1台																																																																			
・放射能測定器	2台																																																																			
・退出モニタ	2台																																																																			
・ホールボディカウンタ	1台																																																																			
・環境モニタリング設備																																																																				
・ダストサンプラ	2台																																																																			
・放射能測定器	1台																																																																			
・積算線量計用測定装置	1台																																																																			
測定器名	数量																																																																			
<u>・放射線管理用固定式モニタ</u> <u>  ・ガンマ線エリアモニタ*</u> <u>  ・ベータ線ダストモニタ</u> <u>  ・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</u> <u>  ・冷却空気出口シャフトモニタ*</u>	9台 1台 2台 2台																																																																			
・エアスニファ	21台																																																																			
・放射線サーベイ機器																																																																				
・ガンマ線用サーベイメータ	4台																																																																			
・中性子線用サーベイメータ	2台																																																																			
・アルファ線用サーベイメータ	3台																																																																			
・ベータ線用サーベイメータ	3台																																																																			
・ダストサンプラ	1台																																																																			
・放射能測定器	2台																																																																			
・退出モニタ	2台																																																																			
<u>・個人線量計 (警報付電子線量計)</u>	<u>1式</u>																																																																			
・ホールボディカウンタ	1台																																																																			
・環境モニタリング設備																																																																				
・ダストサンプラ	2台																																																																			
・放射能測定器	1台																																																																			
・積算線量計用測定装置	1台																																																																			



廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 68 / 73 )

現 行						変更後						変更理由														
別表 18 物品等の移動に係る基準 (第 43、44 条関係) (略)						別表 18 物品等の移動に係る基準 (第 43 条、 <u>第 44 条</u> 、 <u>第 45 条</u> 関係) (略)						記載の適正化														
別表 19 保安教育の実施方針 (第 57 条関係)						別表 19 保安教育の実施方針 (第 57 条関係)						原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)  保安規定改正教育の明確化  原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)  保安規定改正教育の追加														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)</td> <td colspan="5">原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに<u>設計及び工事の方法の認可</u>)に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*</td> </tr> </table>		関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに <u>設計及び工事の方法の認可</u> )に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)					廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)</td> <td colspan="5">原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに<u>設計及び工事の計画</u>)の認可に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*</td> </tr> </table>		関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに <u>設計及び工事の計画</u> )の認可に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)					廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*					
			関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに <u>設計及び工事の方法の認可</u> )に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)																						
廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*																										
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定(事業の許可並びに <u>設計及び工事の計画</u> )の認可に係る事項を含む) 全般 (入所時教育)																									
	廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定 (同上) の解説、運用等*																									
(略)		(略)		(略)		(略)																				
非常の場合に <u>採る</u> べき処置に関すること (各 60 分以上)		非常時要員 : 非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能、並びに過去の異常事例* (他の教育項目に含まれる事項を除く) 上記以外の者 : 非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (入所時教育)				非常の場合に <u>講ず</u> べき処置に関すること (各 60 分以上)		非常時要員 : 非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能、並びに過去の異常事例* (他の教育項目に含まれる事項を除く) 上記以外の者 : 非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (入所時教育)																		
<p>1. *を付した教育の実施頻度は年 1 回とする。</p> <p>2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>4. 入所時教育については、新規配属等に際して新たに必要となる項目について実施するとともに、3 年に 1 回、再教育を実施する (ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。)</p> <p>5. 教育時間については、業務内容に応じた保安教育の内容による。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>						<p>1. *を付した教育の実施頻度は年 1 回とする。</p> <p>2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する教育を実施する。</p> <p>4. 入所時教育については、新規配属等に際して新たに必要となる項目について実施するとともに、3 年に 1 回、再教育を実施する (ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。)</p> <p>5. 教育時間については、業務内容に応じた保安教育の内容による。</p> <p><u>6. 「廃棄物管理施設保安規定の改正内容に係る教育 (改正教育)」は、改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。</u></p>																				
別表 20 保安活動に関する記録 ( <u>第 3 条の 5 の 2</u> 及び第 60 条関係)						別表 20 保安活動に関する記録 (第 60 条関係)						原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (廃棄物管理規則の改正の反映)														
1. 管理規則第 26 条に基づく記録						1. 管理規則第 26 条に基づく記録																				
記 録 事 項		記録すべき場合		作成責任者		保存責任者* <sup>3</sup>		保存期間		記 録 事 項		記録すべき場合		作成責任者		保存責任者* <sup>3</sup>		保存期間								

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 69 / 73 )

現 行					変更後					変更理由	
1. <u>廃棄物管理施設の検査記録</u>	<u>検査の都度</u>	<u>検査の担当課長</u>	<u>検査の担当課長</u>	<u>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</u>	1. <u>廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第 29 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</u>	<u>確認の都度</u>	<u>許認可業務課長</u>	<u>許認可業務課長</u>	<u>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</u>		
					(1) <u>使用前検査の結果</u>						(1) <u>使用前確認の結果</u>
					(2) <u>施設定期検査の結果</u>						(2) <u>管理規則第 29 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u>
(3) <u>管理規則第 30 条の規定による検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	<u>検査の担当課長</u>	<u>検査の担当課長</u>	<u>検査終了後 5 年が経過するまでの期間</u>	(3) <u>管理規則第 29 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	<u>施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長</u>	<u>施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長</u>	<u>評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</u>		
2. 放射線管理記録* <sup>1</sup> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 放射線管理記録* <sup>1</sup> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	記載の適正化
3. 操作記録					3. 操作記録					
(1) 貯蔵ピットに収納したガラス固化体の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1 年間 ( 1 年を超えてガラス固化体を搬出するまでの期間)	(1) 貯蔵ピットに収納したガラス固化体の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1 年間 ( 1 年を超えてガラス固化体を搬出するまでの期間)	
(2) ガラス固化体の冷却空気温度* <sup>2</sup> 及び収納管排気設備の入口圧力	連続して ( 1 時間 <u>毎</u> に 1 回)				(2) ガラス固化体の冷却空気温度* <sup>2</sup> 及び収納管排気設備の入口圧力	連続して ( 1 時間 <u>ごと</u> に 1 回)				
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 70 / 73 )

現 行					変更後					変更理由
記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	
<u>4. 保守記録</u> <u>(1) 廃棄物管理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</u> <u>(2) 廃棄物管理施設の修理の状況及びその担当者の氏名</u>	<u>毎日1回</u>  <u>修理の都度</u>	<u>統括当直長及び貯蔵管理課長</u> <u>修理を行った課長</u>	<u>統括当直長及び貯蔵管理課長</u> <u>修理を行った課長</u>	<u>1年間</u>	(削除)					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理則の改正の反映）        原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理則の改正の反映）
<u>5. 廃棄物管理施設の事故記録</u> (1) 事故の発生及び復旧の時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	<u>4. 廃棄物管理施設の事故記録</u> (1) 事故の発生及び復旧の <u>日</u> 時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
<u>6. 気象記録</u> (1) 風向及び風速 (2) 大気温度	連続して	環境管理課長	環境管理課長	10年間	<u>5. 気象記録</u> (1) 風向及び風速 (2) 大気温度	連続して	環境管理課長	環境管理課長	10年間	
<u>7. 保安教育の記録</u> (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目  (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度  実施の都度	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	3年間	<u>6. 保安教育の記録</u> (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目  (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度  実施の都度	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	3年間	
<u>8. 管理規則第26条の3の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</u> <u>(1) 品質保証計画に関する文書</u> <u>① 文書の管理に関する規定</u>  <u>②～⑥ (略)</u>	文書の作成又は変更の都度	監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長	監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長	文書の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<u>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</u>	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位* <sup>5</sup>	当該文書又は記録を作成又は変更した職位* <sup>5</sup>	当該文書又は記録の作成又は変更後5年を経過するまでの期間	
		(略)	(略)							

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 71 / 73 )

現 行					変更後					変更理由																																												
<u>(2) 品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u>		記録の作成の都度			記録の作成後5年経過するまでの期間																																																	
<u>① マネジメントレビューの結果の記録</u>			安全・品質本部長	安全・品質本部長																																																		
<u>②～②② (略)</u>			(略)	(略)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*<sup>3</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>9. 管理規則第33条の2の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>(1) 管理規則第33条の2第1項各号に掲げる評価の結果</u></td> <td>評価の都度</td> <td>保安管理課長</td> <td>保安管理課長</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 管理規則第33条の2第2項1号に掲げる評価の結果</u></td> <td>評価の都度</td> <td>保全技術課長</td> <td>保全技術課長</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 管理規則第33条の2第2項2号に掲げる計画</u></td> <td>計画策定の都度</td> <td>保全技術課長</td> <td>保全技術課長</td> </tr> </tbody> </table>					記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	<u>9. 管理規則第33条の2の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u>				法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	<u>(1) 管理規則第33条の2第1項各号に掲げる評価の結果</u>	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	<u>(2) 管理規則第33条の2第2項1号に掲げる評価の結果</u>	評価の都度	保全技術課長	保全技術課長	<u>(3) 管理規則第33条の2第2項2号に掲げる計画</u>	計画策定の都度	保全技術課長	保全技術課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*<sup>3</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>8. 管理規則第33条の2第1項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u></td> <td>評価の都度</td> <td>保安管理課長</td> <td>保安管理課長</td> <td rowspan="4">法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間	<u>8. 管理規則第33条の2第1項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u>	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(削除)				(削除)				(削除)				<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p> <p>記載の適正化</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間																																																		
<u>9. 管理規則第33条の2の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u>				法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																		
<u>(1) 管理規則第33条の2第1項各号に掲げる評価の結果</u>	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長																																																			
<u>(2) 管理規則第33条の2第2項1号に掲げる評価の結果</u>	評価の都度	保全技術課長	保全技術課長																																																			
<u>(3) 管理規則第33条の2第2項2号に掲げる計画</u>	計画策定の都度	保全技術課長	保全技術課長																																																			
記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* <sup>3</sup>	保存期間																																																		
<u>8. 管理規則第33条の2第1項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</u>	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																																		
(削除)																																																						
(削除)																																																						
(削除)																																																						
<p>* 1 : 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。</p> <p>* 2 : 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度とする。</p> <p>* 3 : 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。</p> <p>* 4 : 「警報装置から発せられた警報」とは、廃水貯槽の漏えい水検知装置、ガンマ線エリアモニタ、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタのレベル高警報をいう。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>					<p>* 1 : 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。</p> <p>* 2 : 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度とする。</p> <p>* 3 : 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。</p> <p>* 4 : 「警報装置から発せられた警報」とは、廃水貯槽の漏えい水検知装置、ガンマ線エリアモニタ、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタのレベル高警報をいう。</p> <p><u>* 5 : 社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は技術管理部長とする。</u></p>																																																	



現 行					変更後					変更理由																				
<u>2. その他の記録</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 第3条第2項に基づき採った措置</td> <td>その都度</td> <td>措置を行った各課長等</td> <td>措置を行った各課長等</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(22) 第61条第1項に該当する場合には、その日時、状況及びそれぞれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>技術課長</td> <td>技術課長</td> <td>法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。</p>					記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*	保存期間	(1) 第3条第2項に基づき採った措置	その都度	措置を行った各課長等	措置を行った各課長等	3年間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(22) 第61条第1項に該当する場合には、その日時、状況及びそれぞれに際して採った処置	その都度	技術課長	技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	<u>(削除)</u>					原子力規制における検査制度の見直しを踏まえた変更（品質マネジメントシステムに従ったの記録として作成、保存）
記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*	保存期間																										
(1) 第3条第2項に基づき採った措置	その都度	措置を行った各課長等	措置を行った各課長等	3年間																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																										
(22) 第61条第1項に該当する場合には、その日時、状況及びそれぞれに際して採った処置	その都度	技術課長	技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																										
<u>(新規追加)</u>					<u>2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>1. 使用前事業者検査の結果</u>                              (1) 検査年月日                              (2) 検査の対象                              (3) 検査の方法                              (4) 検査の結果                              (5) 検査を行った者の氏名                              (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                              (7) 検査の実施に係る組織                              (8) 検査の実施に係る工程管理                              (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                              (10) 検査記録の管理に関する事項                              (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                         </td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>事業者検査課長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td> <u>2. 定期事業者検査の結果</u>                              (1) 検査年月日                              (2) 検査の対象                              (3) 検査の方法                              (4) 検査の結果                              (5) 検査を行った者の氏名                              (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                              (7) 検査の実施に係る組織                              (8) 検査の実施に係る工程管理                              (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                              (10) 検査記録の管理に関する事項                              (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                         </td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>事業者検査課長</td> <td>その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>					記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	<u>1. 使用前事業者検査の結果</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間	<u>2. 定期事業者検査の結果</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）					
記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間																										
<u>1. 使用前事業者検査の結果</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間																										
<u>2. 定期事業者検査の結果</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																										

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 73 / 73 )

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>添付1 長期施設管理方針</u> <u>(第28条関連)</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の長期施設管理方針</u> <u>(始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（廃棄物管理規則の改正の反映）</p>